

案

福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市乳児等通園支援事業を実施するために必要な運営費の一部を補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例及び福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例（案）を遵守し、福岡市乳児等通園支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 人件費：保育士等事業実施に必要な人件費
- (2) 事業費：水道光熱費、消耗品の購入等事業の実施に直接必要な経費
- (3) 事務費：委託費、役務費等事業の実施に間接的に必要な経費

(補助対象事業者)

第5条 福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市長により福岡市乳児等通園支援事業の認可を受けていること。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助金額)

第6条 補助金額は、利用児童1人につき子ども・子育て支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間を超えた利用時間（満3歳に達した利用児童については内閣府令で定める時間を含めた利用時間とする）については、予算の範囲内において、別表1の基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入等を控除した額を比較して少ない方の額とする。なお、利用児童の年齢は4月1日現在の満年齢による。

2 利用児童が利用予定日当日に利用しない旨の連絡を行わず、利用しなかった場合、及び、利用予定日当日に利用しない旨の連絡を確認した場合は、利用申込の内容どおりに利用があったものとみなす。

(生活困窮家庭等負担軽減加算)

第7条 市長は実施要綱第14条第4項に規定する利用料の減免があった場合、補助対象事業者に対し、利用児童1人につき子ども・子育て支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間を超えた利用時間（満3歳に達した利用児童については内閣府令で定める時間を含めた利用時間とする）について別表2の金額を上限に補助金額に加算する。

(障がい児受入加算)

第8条 市長は、利用児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合に、児童の障がいの特性に対応が可能な職員を配置するなどの体制の確保を行った際には補助対象事業者に対し、別表3の金額を補助金額に加算する。

- (1) 身体障がい者手帳を所持する児童
- (2) 精神障がい者保健福祉手帳、障がい児通所受給者証または療育手帳を所持する児童
- (3) 上記のほか医師による診断書や障がいに関する専門的知見を有する者による意見書等提出により障がいを有することが把握できる児童及び市長が認めた児童

(医療的ケア児受入加算)

第9条 市長は、利用児童の処遇向上を図るため、日常生活を営む上で医療的ケアを必要とする児童の利用があった場合に、看護師等や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である保育従事者など、医療的ケア児の特性に対応できる者を配置した場合は補助対象事業者に対し、利用児童1人につき子ども・子育て支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間を超えた利用時間（満3歳に達した利用児童については内閣府令で定める時間を含めた利用時間とする）について別表4の金額を補助金額に加算する。

(要支援家庭のこども加算)

第10条 市長は、利用児童の処遇向上を図るため、実施要綱第12条第3項第1号に該当する児童の利用があり、かつ、市関係部署と連携して当該家庭に対して支援を行う必要がある場合は補助対象事業者に対し、利用児童1人につき子ども・子育て支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間を超えた利用時間（満3歳に達した利用児童につ

いては内閣府令で定める時間を含めた利用時間とする) について別表 5 の金額を補助金額に加算する。

(賃借料加算)

第 11 条 市長は、利用児童の預かり環境の向上を図るため、賃貸物件において、本事業を実施する場合に補助対象事業者に対し、利用児童 1 人につき子ども・子育て支援法第 30 条の 20 第 3 項で規定する内閣府令で定める時間を超えた利用時間 (満 3 歳に達した利用児童については内閣府令で定める時間を含めた利用時間とする) について別表 6 の金額を補助金額に加算する。ただし、賃貸借契約上、補助対象事業者が毎月支払う金額を上限として、他事業と共用で当該物件を利用している場合は使用割合等により補助対象経費を按分することとする。

(初回対応加算)

第 12 条 市長は、利用児童の処遇向上のため、実施事業所が児童の特徴の把握を行うための 30 分以上の事前面談を実施し、かつ、児童の様子のフィードバックを行うための 10 分以上の事後面談を実施した場合について、別表 7 の金額を補助金額に加算する

- 2 加算の算定に際しては、面談記録を残すこととする。
- 3 集合形式で行う説明会に合わせて事前面談を実施する場合は個別に 15 分以上の面談を実施することとする。
- 4 1 事業所ごとに、利用児童 1 人につき 1 回のみ加算可とする。ただし、前回の利用より 6 ヶ月以上の期間が空いた場合はこの限りではない。
- 5 子ども・子育て支援法 (以下、法という。) 第 30 条の 20 で規定されている乳児等支援給付費及び法第 30 条の 21 で規定されている特例乳児等支援給付費において対象外となる面談について加算する。

(保護者支援面談加算)

第 13 条 市長は、利用児童の処遇向上のため、利用児童の様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を 30 分以上実施した場合について別表 8 の金額を補助金額に加算する。

- 2 加算の算定に際しては、面談記録を残すこととする。
- 3 子ども・子育て支援法 (以下、法という。) 第 30 条の 20 で規定されている乳児等支援給付費及び法第 30 条の 21 で規定されている特例乳児等支援給付費において対象外となる面談について加算する。

(加算の算定)

第 14 条 補助対象事業者は、同一の児童の利用に際して、第 8 条に規定する「障がい児受入加算」第 9 条に規定する「医療的ケア児受入加算」第 10 条に規定する「要支援家庭の子ども加算」を同時に算定することはできず、いずれか一つを選択して、算定しなければならない。

(補助金の交付申請)

第 15 条 補助対象事業者は、市長に対しその定める期日までに、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(交付決定)

第 16 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第 5 条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、交付決定を行うに当たって、補助対象事業者に対して、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付時期)

第 17 条 市長が補助対象事業者に交付する補助金は、確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、市規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、事前に概算払いにより交付することができる。

事前に概算払いにより補助金の交付を受けた後、確定した補助金額が事前に交付を受けた額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(実績報告)

第 18 条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(補助金額の確定)

第 19 条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金確定通知書（様式第 4 号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助決定の取消し等)

第 20 条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは市の指導に従わない場合には、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金返還)

第 21 条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 5 号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の整備)

第 22 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は補助対象事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(細則)

第 23 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

(期間)

- 3 この要綱は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

(期間)

- 2 この要綱は令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

別表1 補助基準額（利用児童1人1時間あたり）

利用児童の年齢区分	金額
0歳児	1,700円
1歳児・2歳児	1,400円

※30分に係る部分の金額については、1時間あたりの金額に1/2を乗じた金額とする

別表2 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間あたり）

区分	金額
生活保護世帯	300円
市町村民税所得割合算額が 7万7,101円未満の世帯	200円
要支援家庭等のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、費用負担金額を軽減することが適当であると認められる場合	200円

別表3 障がい児受入加算分

単位	金額
利用児童1人1時間あたり ※子ども・子育て支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間まで	400円
利用児童1人1時間あたり ※子ども・子育て支援法第30条の20第3項で規定する内閣府令で定める時間を超える時間	1,000円

別表4 医療的ケア児受入加算分

単位	金額
利用児童1人1時間あたり	2,500円

別表5 要支援家庭のこども加算分

単位	金額
利用児童1人1時間あたり	600円

別表6 賃借料加算分

単位	金額
利用児童1人1時間あたり	200円

別表7 初回対応加算分（利用児童1人1回あたり）

利用児童の年齢区分	金額
0歳児	1,700円
1歳児・2歳児	1,400円

※事前面談と事后面談を併せて1回と算定。

別表8 保護者支援面談加算分

単位	金額
利用児童1人1回あたり	1,400円